

裁判員経験者との意見交換会議事録

名古屋地方裁判所

1 日時

平成26年9月22日（月）午後2時00分から午後3時50分まで

2 場所

名古屋地方裁判所共用室（事務棟8階）

3 出席者

司会者 山田 耕司（名古屋地方裁判所部総括裁判官）

裁判官 渡邊 健司（名古屋地方裁判所裁判官）

検察官 寺尾 智子（名古屋地方検察庁公判部）

弁護士 舟橋 直昭（愛知県弁護士会）

裁判員経験者 1番，2番，3番，4番，5番，6番 6人

4 議事内容

【裁判員裁判に参加しての全般的な印象・感想】

（司会）事案の内容についてですが，今回は1番，2番の方と，3番から5番の方と，6番の方と，3件の事件が対象となっております。

まず，1番さんと2番さんの関わられた事件というのは傷害致死の事件で，これは，被告人が居酒屋に客として訪れていた被害者とけんかになって，いったんは収まったものの，その後，再度けんかになり，居酒屋の駐車場やその周辺で被害者の顔や腹部を数回殴り，被害者に大網挫裂等の傷害を負わせ失血により死亡させたという事件です。否認事件で，争点は，暴行の態様及び死亡との因果関係，それから正当防衛の成否でした。7日間の職務従事期間ということで裁判所に来ていただいた事件ですけれども，まず1番さんから，裁判員を務められての全般的な御感想をお聴かせいただければと思いま

す。

(1番) 裁判員に選ばれて、ちょっと勉強不足とかいうこともあったんですけど、皆さんといろいろ意見交換して妥当な判決が出たんじゃないかと、そういう感想はあります。

(司会) 例えば、どういうところが大変だったとか、そういう思いとかはございますか。

(1番) はっきりした証拠がなかったような気がします。そういうところがちょっと。それと、私がお聴きした範囲内では、被害者の方からけんかを売ったような感じで、ある面では被告人の方も気の毒だったなど、そういうことも思いました。

(司会) 否認事件で判断が難しいようなところも確かにあったんでしょうか。

(1番) そうですね。特に、被告人が殴ってきて腸に穴が開いたとかいうそういうことを、検察官からお聴きしたんですが、なんかちょっと難しいんじゃないかなという感想を持ちました。

(司会) 2番さん、同じ事件に関与されていらっしゃるんですが、全体的な御感想をよろしくをお願いします。

(2番) 裁判員裁判は、会社が出勤扱いになったのでちょっとチャレンジしてみようかなと思って来たんですが、検察側と弁護人で意見が違うわけじゃないですか、そこを、証人の言葉などとどう辻褃を合わすかとかいうか、やったことを証明するかが難しかったと感じました。

(司会) 証言内容とか証拠から実態がどうか判断するのが難しかったということですか。

(2番) はい。

(司会) 次に、3番さんから5番さんが関わられた事件についてですけども、これは被告人が女子児童を強姦したいと考え、ガムテープ等を準備した上、同じマンションに住む小学校1年生の女子児童をさらって自宅に監禁したとい

うわいせつ略取と監禁の事件，それから，強姦するのに邪魔な二人暮らしてあった自分の父親を殺害して女子児童を強姦しようとしてわいせつ行為をしたが，勃起しなかったため性交できなかったという事件です。これは自白事件なんですけれども，職務従事期間としては5日間の事件です。関与された方が3番さん，4番さん，5番さんですけれども，この事件に参加されて全般的な御感想，御印象などについてお聴かせいただければと思います。3番さん，いかがでしょうか。

(3番) あまり難しいことは言えないんですけれど，普段そんなに真剣に考えることとかはしないので，貴重な体験だったなと思います。

(司会) 普段経験できないというところで良かったということですか。

(3番) そうですね。頭をそんなに使わないので，すごく真剣に考えました。

(司会) 良い経験ができたということですか。

(3番) そうですね。

(司会) 4番さんはいかがでしょうか。

(4番) やっぱり，もう少し参加できたかなという感じですね。というのは，自分が参加してるんですけど，どちらかというと劇場チックに見えて，どうしても何か傍観者みたいなイメージを受けてしまったことと，どうしても参加しきれなかったなということです。喋りはしたんですけど，言葉が難しかったなという印象があって，入り込んだような入り込んでないような，よく分からない感じになって，ずっといたような気がします。

(司会) その，劇場型とはどういうところなんですか。

(4番) 例えば，実際，公判のときに上から見ていると，弁護士さんとか検察官とか被告人とか証人とか，ああだこうだとやっていらっしゃるじゃないですか。テレビというわけじゃないですけど，それを引いて見ているという，そんなイメージで，自分事としてとらえていないというか，何かそんな感じがしていました。入り込もうとしていろいろ質問をしてみたんですけど，すご

く参加してる感じはちょっとなかったかもしれません。

(司会) そういう参加していない感じというものは、評議の中ではなかったですか。

(4番) それはないです。

(司会) 法廷での話ということですね。

(4番) はい。

(司会) 5番さん、全体的な御感想とか、御印象はいかがでしょうか。

(5番) 本当に貴重な体験をさせていただきました。初め、抽選に来るときは、選ばれるわけないわと思っていたのですが、実際に選ばれてしまって戸惑いはあったんですけども、最終的にはすごく貴重な体験ができました。意見を言うっていう機会は私たちの年代ではないんですね。職業的にも、事務をやっているんで、自分の意見を人に言ったり、人の意見を聴いたりすることもない生活をしていたので、そういう意味ですごく貴重な体験ができたなと思いました。担当した事件は、本人は自白していて、刑をどれだけにするかっていうだけの様な裁判だったので、その点では、どっちが正しいんだろうというような難しい裁判ではなくて、1番さん2番さんの関わられた事件とはちょっとケースが違うなと思いました。ただ、強姦っていうのが関わっていたので、その辺で、私も年頃の娘がいるので、少し考えさせていただくことはあったなと思います。貴重な体験をさせていただいたということです。

(司会) それから、6番さんの関わられた事件について、印象をお聴きする前提でお話ししておきますと、これは、被告人が長年被害者の女性と交際をしていたのに、別の女性と不倫関係になって被害者との交際も継続したままでいたところ、被害者に不倫を気づかれて口論となった末、首を絞めて殺害したという殺人の事件でした。この事件も被告人が事実関係を認めている自白事件で、職務従事期間が4日間の事件なんですけど、6番さん、この事件に裁判員として参加されて、全般的な御印象とかを教えてくださいたいのですが、いかがでしょうか。

(6番) 私の関わった事件は、犯人が認めているということで、あとは量刑だけの問題ですから、他の裁判員の方とはちょっと違うかなと思ったんですけど、やっぱり客観的な立場から見られるということは貴重な経験だったと思います。しかし、最後の量刑の判断は、やっぱりプロの方がされたほうがいいのかという印象を持ちました。

(司会) 量刑の判断のどういうところが難しかったとお感じですか。

(6番) 今までのデータとか統計というのが出てきまして、何となくそちらの方に意見が導かれていくような感じがしないではなかったんです。

(司会) 量刑のデータを示されて、だいたいこういう方向っていう方に導かれていたような印象を受けたので、それならば専門家である裁判官が決めればいいんじゃないか、とお考えになったということですかね。

【被害者が死亡した事件だと知って感じたこと。審理や評議が進むにつれての感情の変化。法廷でのやりとりを聞いての負担の有無】

(司会) 次に、こういう殺人事件であるとか傷害致死事件に裁判員として、候補者として呼び出されて関与することになったんですが、被害者が死亡した事件と知って、どのようにお感じになったのかということ、それから、審理とか評議が進むにつれて裁判員としての感情の変化が何かあったかどうかという点を伺います。3番、4番、5番さんの関与した事件は、被害者である父親が殺害され、また、小学生の小さい子どもが性的被害に遭っているということもあるので、このような事件に関与してどうだったか、事件に関わることで何か特に気分的に重くなったとかでも結構ですので、3番さんからお伺いしたいんですけども、何かございますか。

(3番) 同じ母親としての気持ちで考えてしまう部分と、家庭が複雑だった被告人の立場も考えてしまう部分もあって、難しかったです。

(司会) 被害児童の方に共感したということですか。

(3番) それもありますし、家庭が複雑だったというのも自分的には思い当たると

ころがあったので、どちらにも考えがありました。

(司会) 御自身がそういう事件の審理に加わって、被害者のことをいろいろ思うことによって、気分的に塞ぎ込んだりとか、嫌だとかいう、マイナスな気持ちにはならなかったですか。

(3番) 自分の娘だったらどうなってしまうんだろうという気持ちはありました。

(4番) 確かに事件が事件なので重苦しい気分はあったんですけども、だからといって沈むこともなく、あまり大きな影響は自分ではなかったように思います。この事件だからといって、という感じです。

(司会) 御自身では、ある程度冷静に法廷での審理とか評議を聞いていた感じですか。

(4番) そうです。

(司会) 5番さん、いかがですか。

(5番) そうですね。強姦の部分でも、傍聴席に明らかに被害者の御両親と分かる方がいらっしまったのですが、裁判では、強姦をしている模様が詳しく語られるんですね。素人の私からすると、裁判というのはそこまで言うんだなと思いました。娘を持つ親として、御両親の気持ちを考えると、傍聴されているのは大変だろうなと思いました。私自身は、裁判に関わっているときは、強いストレスを感じるというわけではなくて、いろいろと考えました。家に帰っても、被告人の家庭環境とか背景とか、そういうことを考えたりして、今まで使わなかった脳を活性化したりとかしましたが、夜眠れないとか、そういうことは全くなかったです。

(司会) 先程の話だと、傍聴席に被害者のお子さんの御両親がいて、彼らの立場に立つとたまらないなと思ったということですけど、自分自身が審理を聞いて辛くなったりとか、両親の気持ちに共感したりとかされたのですか。

(5番) それはすごくありました。やはり、時々泣いてらっしゃったりするのを見ると、お辛いだろうなという気持ちがしました。被告人が複雑な家庭で育っ

たという点よりも、子供を持つ親として自分の立場で考えて情がいつてしまうのかなという、素人にはそういったものがあるのかなと思ったりしました。
(司会) 先程、法廷でのやり取りというか、説明が生々しいという感じを受けられたというお話がありましたね。

(5番) 強姦事件だと、生々しい言葉で言うんだなとびっくりしました。

(司会) 3番さんも5番さんも被害児童の方には目が行っていますが、殺されたお父さんの方に目が行ったということはなかったですか。4番さんも含めて、その人がどうなんだろうとか。

(5番) 親子関係がよく見えてこないというか、子供の頃にこういう付き合いをしたとか、家庭審判だとか言われたり、それなのにお父さんとお母さんがけんかしてるとか、私にとっては全く理解できない家庭環境だったんですよね。その辺で彼がああいう人間になってしまったのかなというところが今ひとつ見えてこなかったと感じました。

(司会) 6番さんも殺人事件を担当されていますが、最初からこういう事件に関わられてメンタル面はどうだったのか、その辺で感じられたことはございますか。

(6番) 特には感じなかったです。

(司会) 辛くなったりとか、どちらかの立場に共感したりとかはなかったですか。

(6番) 被害者の御家族の方の気持ちにはなるので、それが量刑につながることは確かにあったと思います。

(司会) 量刑につながるというのは、どういうことですか。

(6番) 弁護士の方の求刑と、今までの裁判所の量刑には差があったんですけど、やはり自分の立場になったときは、これはこのくらいの罪でもいいんじゃないかという気にはなったんです。

(司会) 1番さん、2番さん、傷害致死の事件ですけども、人が亡くなられているのですが、亡くなったことについての負担感は特にありましたか。

(1番) 私の場合は、被害者が亡くなられたということで負担を感じたことはないです。

(2番) ないです。

【法廷での審理の内容は十分に理解できたか。】

(司会) 次に、「審理について」に入りたいと思います。法廷での審理、つまり、当事者の主張内容、冒頭陳述とか、結審する前に検察官や弁護人がした論告・弁論での主張内容、証拠書類の読み上げ、証人尋問や被告人質問でのやり取りなど、法廷でのやり取りについて、内容が十分に消化、理解できたかどうかという点をお聴かせいただければと思います。それが十分理解できたかできなかったか、できなかったのならばなぜかをこちらとしても知りたいですし、検察官、弁護人も立証活動や主張活動が裁判員にどれだけ通じたか関心があるかと思っていますのでお聴きしていきたいと思います。まず、1番さんから、法廷での審理の内容は、法廷で書類が読まれ、主張内容を聞いたり、証人尋問をしたところで話が全部分かったかどうか、いかがですか。

(1番) 話はおおむね分かったと思うんですけども、ただ細かい証拠の話になって、証人として来ていただいた方の話に食い違いがかなりありまして、その辺のところは、やはりきちっと証拠とかみ合っていない感じは受けました。

(司会) 1番さん、2番さんが関わられた事件は、証言内容が食い違っていたりとかして判断が難しいところがあったかと思っています。その辺の立証活動についても理解しづらいところがあったということですかね。どうしても食い違う証言も、やむを得ない面もあるんですけども。その辺の、検察官や弁護人の法廷での活動が分かりやすいものかどうか、2番さん、いかがですか。

(2番) 内容は分かったのですが、決定的な証拠がなかったんですよね。なので難しかったです。

(司会) それは事件の性質ですかね。事件内容の性質から、どうしてもはっきりしない部分ができるから、ちょっと分かりづらい面があったということですか

ね。例えば、検察官や弁護人がした冒頭陳述とかプレゼンが分かりにくかったという点はなかったですか。

(2番) その点はないです。ただ、弁護人さんは文字だけで、表とかがなくて。

(司会) 確か、弁護人さんが出された書面は文章だけでしたよね。それがちょっと理解できなかつた。

(2番) それよりも検察官が出した図の入ったものの方が分かりやすいかなと。

(司会) あと、証人尋問のときに、一問一答で検察官が質問して証人が答える、弁護人が質問して証人が答えるという形でやっていたのですが、やり方について何か分かりづらかったとかございましたか。例えば、尋問が下手だからよく分からなかったとか、尋問が上手だったから証人が言っていることは理解できたとか、そういう点はございましたか。

(2番) 誘導尋問とか、難しいですね。

(司会) 法廷での審理の内容は十分理解できたかについて、3番さんいかがですか。

(3番) 十分に理解はしてないです。

(司会) どういうところが理解できなかつたですか。

(3番) あまり聞かない言葉とか、知らない言葉とか、専門用語が出てくるので。聞いたことがない言葉だと全く分からないです。

(司会) 専門用語とか法律用語とかを検察官なり弁護人なりが分かりやすく置き換えて説明することはなかったですか。

(3番) その場ではなかつたと思います。

(司会) 専門用語とは例えばどういうものですか。精神科医を証人として呼ばれますよね。

(3番) 精神科医の言葉とか、裁判自体も初めてなので、知らない言葉とか多いですね。

(司会) ただでさえ法廷用語が難しいのに、精神科医の話とかは確かに難しいですね。それを検察官なり弁護人なりが分かりやすく説明するということはあり

ましたか。

(3番) 後から聞いたりはしました。

(司会) 後から、評議で裁判官から説明があったけれども、法廷では説明があまりなかったということですか。

(3番) 難し過ぎて、その場ですっと入らなかったのかもしれないですけど、ただ聞いている部分があったかなと。

(司会) 4番さん、いかがですか。

(4番) 3番の方とほぼ同意見でして、いわゆる法廷でのプレゼンとしてはちょっと言葉が難しすぎてよく分からない、言葉がダイレクトにその場で伝わって来ないので、後から聞き直して、ああ、こういうことだったんだなと思って、じっくり思い返す、その作業の繰り返しでした。例えば、証人の意見もそうですし、検察官の陳述とかもそういうところがあるんですけど、本当に、ああ、そういうことかと納得しきれないというか、会話として入って来ないということがありましたね。

(司会) 5番さん、いかがですか。法廷での審理が十分理解できましたか。法廷で、この証人はこういうことを言っているんだ、検察官はこういうことを言っているんだ、弁護人はこういうことを言っているんだということがすぐ理解できて、ストンと落ちるようなものがありましたか。

(5番) 検察側が言っていることは分かるんですけど、弁護側が一体何を言いたいのか、言葉の問題ではなくて、どういったことを、何のために主張しているのかというのが、私にとってはちょっとよく分からなかったです。検察側の求刑よりも量刑を軽くするための弁護士さんの主張なんだろうとは思ったんですけど、何のためにその質問をしているんだろうかということがよく分からなかったです。それから3番、4番さんが言われていたように、自殺願望があったということ、精神科の先生がいろいろと説明をされたんですけども、裁判の言葉というよりも医学的な言葉でして、精神科の医学的な言葉

とか意味とかが、私にはちょっと理解できなかったですね。

(司会) 精神科的な特殊な概念が出てくると、やっぱりちょっと理解が難しいですか。

(5番) 本人にとっては本当に自殺したかったんですよとか、こういう言葉があったっていうふうにもいろいろ言われたんですけど、その場ではストーンと落ちなくて、後で皆さんとの評議のときもその辺のことをいろいろ言ったんですけど。

(司会) この精神科医は、裁判員裁判には何件か出ている先生だと思えるんですけど、それでもなかなか理解が難しいかもしれませんね。1番さん、2番さんも、お医者さんが出て来られましたよね。死因に関する証人だったんですが、何か分かりづらいとか、理解に苦しむとか、そういう点はございませんでしたか。

(1番) 私の場合は、殴ったとされる点について、お医者さんが言われた、おへそのほうの下から上に向けて力が加えられないと、そういう結果にはならないということと、相手は小さく、絡んでいた方は背が高いこととの間に、矛盾を感じました。

(2番) 専門的な用語で、「何とか膜」とか言われてましたけど、言葉だけ聞くと分からないですよ。図で説明してくださったので、それで分かりました。

(司会) 我々も専門家を呼ぶときにですね、裁判員にどう理解していただくか、いろいろ苦労するところではあるんですけど、特に今日の話で精神科医の話だと、人にもよるんですけど、なかなか難しい部分もあるのかなという感じを受けました。6番さん、いかがですか。審理の内容は十分理解できるものかどうか。分かりにくいところとかありましたか。

(6番) 十分理解できました。

(司会) 特に問題はなかったということですのでよろしいでしょうか。それでは、検察官、弁護士の立場で、自分たちの主張活動、立証活動に関して何か聞いておきた

いことがあればお願いします。

(検察官) 強姦事件については、おそらく認めている事件なので、被害者が出て来られたわけではなくて、調書の朗読だったと思うんですが、最近、あんまり生々しいものについては、朗読はしないで、配って読んでもらったりという手法を考えているんですね。ただ、この事件は、未遂に終わっているということもあって、読んでも大丈夫だろうと検察官が判断して、読むという形にしたんだと思うんですが、それでもやはり裁判ではここまで言うんだというふうに感じられる裁判員の方がいらっしゃるというのは、非常に貴重な御意見です。どうしても我々法律家だと感覚が麻痺してしまっているところがあるので、このくらいまでは全然問題ないだろうと思っていることも、一般社会であまり聞くものではないので、やはりセンシティブに感じられる方もいらっしゃるし、今後活かさせていただこうと思いました。

【被害者遺族の供述調書が朗読されたこと等に対する感想】

(司会) 弁護士さんにお伺いしますが、何か意見でもいいですし、立証活動等で裁判員経験者にこの点を聞きたいということがあればお願いします。

(弁護士) 被害者の御遺族の尋問が行われたのが3つ目の事件だけですね。他の方は供述調書の朗読が行われた事件だと思うんですけど、その被害者の御遺族の方の供述調書が読まれて、どんな気持ちを持たれましたか。

(5番) 私たちのときは、被害者である父親の元奥さんが証人台に立たれまして、被告人のお母さんが、被害者遺族でもあり、被告人の母親でもあるという立場で証人台に立たれました。そして、強姦された女の子のお父様とお母様の供述調書をいろいろと聞いたんですけれども、それに関してはちょっと、意味があるのかなというのがありました。事件後に旅行に行ったとか何とかということや、事件後、その女兒に、こういうふうに質問したということについて、父親、母親の調書を結構長々と聞いたんですが、これが事件に必要なのかなと感じました。私には意味がないように思いました。事件後、旅行に

行ったとかいうのは必要なかったような気がしたんです。例えば、すごい怯えてこうだったとか、そういうことであれば、そんなにショックを受けていたんだなというのが分かるんですけど、そうじゃなかったの。

(司会) 余り出てきても意味がなかったんじゃないかということですかね。

(5番) 検察側がその調書を長々と読む必要があったのかなと。多分あったんだろうけれど、私には、量刑を知る上で、特に参考になるものではなかったです。

(司会) 多分、被害に遭った後にどういう生活をしているかということも、ある程度、量刑上意味のある場合があるので、検察官が出されていたのかなとは思いますが。結果的に見たら、あんまり意味がないように感じられたわけですか。

(5番) この事件に関してですけれども。

(司会) 読まれて意味がないと感じたのですか。逆に、そういうので重く感じたということは特になかったですか。

(5番) それはないです。

(司会) 1番さん、2番さんは、何か御遺族の方の調書が出てきてましたよね。何か事実関係の方に集中してあまり見ていなかったのでしょうか。

(2番) 聞いたときは、かわいそうだなと思ったんですけど、審議していくうちにその話はどこかに行っちゃいましたね。

(司会) 6番さんは、直接被害者の親御さんが出られたんですか。それを聞かれて何か思われたりとかございましたか。

(6番) 当然だろうなという意見です。

【遺体などの写真を見ることが負担にならなかったか。遺体などの写真は、判断する上で必要と感じたか。】

(司会) 審理の途中で、気分が悪くなったり、体調が悪くなったりした経験はないのでしょうか。一応、皆さん、落ち着いて審理等に立ち会うことができたということよろしいですか。

今回の裁判では、遺体の写真や解剖の写真が出てきましたが、これらについてどう思われたかについてお伺いします。1番さん、2番さんが関わった事件では、法医学の先生を証人尋問する関係上、遺体の写真や解剖の写真が出てきました。それらの写真を白黒にしたり、サイズを変えてみたりしたわけですけど、どうしても生々しい写真が出てきてしまいました。3番さんから5番さんが関わった事件でも、遺体の写真が出てきましたが、白黒にしてサイズも小さくしたものが出されたと同っております。6番さんが関わった事件では、遺体の写真は出てこなかったようですが、生前の写真が出てきたと聞いています。このような写真を見て、精神的負担を感じたかどうかを伺いたいのですが、1番さん、2番さん、どう思われましたでしょうか。

(1番) 私は、それほど気分が悪くなったということはありませんでした。

(2番) 写真を見て気分が悪くなったということはありません。ただ、写真を見るまでは、どんな写真が出てくるのだろうかというストレスはありました。

(司会) 1番さんと2番さんにお伺いしますが、このような写真を見る必要があったかどうかですが、見ないと判断できなかったでしょうか。

(1番) 見たいとは思わないですけど、やむを得ないと思います。

(2番) 見た方が、判断しやすいです。

(司会) 3番さん、4番さん、5番さんが関わった事件で、写真を白黒にしたり、サイズを小さくしたりもしましたが、写真を見て、ストレスを感じたりしたことはありましたか。

(3番) なかったです。もっとはっきり分かりやすい写真が見たかったです。加工され過ぎていて、遺体という感じがしなかったです。逆に、生々しい写真の方が考えさせられたかもしれないです。

(4番) 事前に遺体の写真が出るという説明を受けていたので、心構えはできていました。ですから、心理的な影響はあまりなかったです。

(司会) 見る必要がある証拠だと思いましたが。

(4番) 加工された写真なら、要らないのではないかと思います。ただ、血の付いた衣類の写真がカラーで出てきたのですが、こちらの方がインパクトが強かったです。

(司会) 気分は悪くならなかったですか。

(4番) 気分は悪くなりませんでした。現場はひどい状況だったんだろうなと考えさせられました。

(司会) 5番さんは、写真を御覧になっていかがでしたか。

(5番) 私自身は、特にストレスはなかったです。ただ、一緒に審理に関わった他の裁判員の方が、血の付いたタオルケットの写真を見てショックを受けたと言っていたのを覚えています。遺体の白黒写真が必要だったかどうかについてですが、必要とは言えないと感じました。あと、犯人が強姦している様子を再現する写真が何枚も出てきましたが、それには驚きました。再現写真も、必要なかったのではないかと感じました。

(司会) 6番さんはいかがでしたか。生前の写真が出てきましたが、それを見てどう感じましたか。

(6番) 私が関わった事件は、死体をバラバラにして遺棄した事件でした。ブルーシートで覆われた現場の写真を見たとき、現場の惨状を実感しました。この事件に関わった裁判員の方々が気分を悪くしたという話は聞いていません。

(司会) 皆さんの関わった事件で、審理の途中で気分が悪くなったという裁判員や補充裁判員の方々はいましたか。1番さん、2番さんの関わった事件では、女性の裁判員の方もいらっしやったようですが、いかがでしたか。

(1番) 気分が悪くなった方はいなかったです。

(裁判官) その事件では、全身ではなく、解剖した箇所だけ映すように、解剖の写真に工夫がされていました。被害者が死亡した事案では、現場が凄惨な状況になることが多いですので、裁判員裁判では、裁判員の方々への刺激を小さくするように、本当に必要な証拠だけを調べ、調べる証拠についても、白黒

写真にしたり、サイズを小さくしたりして、ショックをなるべく小さくする配慮をしているというのが実情です。

【足りない証拠や、不要な証拠はなかったか。】

(司会) 写真について、こうした方がよかったのではないかという意見はありますか。

(2番) 解剖の写真など、あまり生々しい写真はどうかと思います。ただ、自分が関わった事件では、出された証拠で特に問題なかったです。

(3番) 証拠の写真では、遺体という感じがしなかったです。殴られた部分など、現実の写真を見た方がちゃんと考えられると思います。

(4番) 我々が写真を見るかどうかについて、選択権はあったのでしょうか。

(司会) 公判前整理手続の中で、見る証拠は決められていますから、審理の中で、いずれかの段階では、裁判長から「見てくださいね。」とは言われていると思うのですが。5番さんは、遺体の写真などを見ていかがでしたか。

(5番) 傷の程度が争点であれば、遺体の写真を見る必要があると思いますが、そうでなければ必要でない事件もあるのではないかと思います。私が担当した事件では、遺体の写真は不要だったのではないかと思います。裁判員裁判では、遺体の写真の必要性について、事前に十分に検討していただきたいです。また、被告人が人形を使って犯行状況を再現している写真は、不快な感じがして、あまり見たくありませんでした。

(司会) 犯行状況の再現写真は、工夫が必要ということですね。

(5番) はい。イラストの方がまだ不快感はなかったと思います。

(司会) 6番さんは、先ほど証拠で遺体の写真はなかったとおっしゃっていましたが、他に不快感を感じるような証拠はありませんでしたか。

(6番) 特にありませんでした。

(司会) 遺体の写真を見た方が判断しやすかったと思いますか。

(6番) 想像がつくから、遺体の写真は必要ないと思います。

(司会) 遺体の写真を見なくても、ある程度想像がつくので、十分に心証を形成することができるということですね。

【法的概念や量刑の基本的考え方など、評議において裁判官がした説明は分かりやすいものだったか。】

(司会) 評議についてお聞きしたいのですが、1番、2番さんが担当された事件では因果関係や正当防衛の成否が争点となっていて、色々な法的概念が出てきたと思うのですが、裁判官の説明で分かりにくい点はなかったですか。

(1番) 特にありませんでした。比較的分かりやすかったと思います。ただ、被害者が亡くなっているということを意識していたのですが、色々考えているうちに被告人に同情する気持ちも出てきて判断が難しかったです。

(2番) 過去の事例に合わせて量刑を決めるという説明があったのですが、被告人の法廷での態度や反省しているか否かといった点から過去の事例の枠にとらわれず自由に判断をしたかったです。ただ、評議では自分の意見は自由に言えました。

(司会) 3番から5番さんが担当された事件は、精神科医が証人として出廷していて分かりにくい概念も出てきていますが、裁判官の説明で分かりにくいところはありましたか。

(3番) あまり覚えていません。

(司会) 「希死念慮」や「適応障害」といった難しい言葉が出てますが、その概念は誰が説明をしましたか。

(5番) 法廷で説明がありました。

(司会) 法廷では理解できなかったと先程おっしゃいましたが、評議の時は、理解して議論できましたか。

(5番) そういう概念があることを知らない人が多かったです。絶対死亡しないような方法で3回くらい自殺未遂をしているので、本当は自殺願望がないのではないかと普通は思われるのですが、精神科医は強い自殺願望があると言っ

ていて、そこが理解できませんでした。

(司会) それは精神科医の証言による立証が成功しているか否かの問題ですが、精神科医はそう言っているが、他の証拠からすると違うのではないかというように、事件の中身を理解した上で議論はできましたか。

(5番) そこは理解できました。裁判官に質問しやすい雰囲気でしたし、質問すれば分かりやすく説明してもらえました。日常生活では分からないことを知ることができて色々勉強になりました。

(司会) 6番さんが担当された事件で、裁判官から量刑をどのように決めるのか説明があったと思いますが、理解できましたか。量刑の枠が決まっているようで、量刑まで裁判員が決める必要がないのではないか、という趣旨の御発言がありました。どうしてそのように思われましたか。

(6番) 結論ありきという印象を少し受けました。裁判員が決めた死刑判決が最高裁で覆ったという話を聞いた後だったので、余計にそう思いました。

(司会) 結論が誘導されている感じということですか。

(6番) そういうわけではないのですが、量刑資料のグラフを見て、素人が判断する材料にはなるとは思いますが、これくらいの範囲の中で決めなければならぬのかと思いました。

(司会) 仮に自由に刑を決めると、他の同じような事件とのバランスが取れないという説明はありましたか。

(6番) 聞きましたが、やはりしっくりこなかったです。

【裁判員の精神的負担について】

(司会) 皆さんが担当された事件は、いずれも被害者が死亡した事案で、精神的負担がかかる可能性があることということで、法曹三者で公判前整理手続の中で議論しながら進めているのですが、裁判官、検察官、弁護人の裁判員に対する配慮が欠けていたと感じた点や、もう少しこうして欲しかったという点がありますか。

(1番) 特にありません。ただ、裁くということで、被害者の立場に立って事件の概要を辿っていく中で、自分の中で葛藤がありました。判決を言い渡した後、被告人の顔を見たらうれしそうにしていたので、ほっとしました。

(司会) 判決後にストレスを感じたことがありましたか。

(1番) そういうことはありませんでした。ただ、判決言渡しまでの間、自分が裁いていいのだろうかといった気持ちはありました。

(司会) 事案に関係なく、裁判員として裁くことで心理的負担を感じたということですね。

(2番) 傍聴人の出入りが激しいのが気になりました。被告人の知り合い等が傍聴していて、変な質問をすることによって恨まれるのではないかという不安がありました。

(司会) 法曹三者に対する要望はありますか。

(2番) 被告人に直接質問しづらいので、評議の時に質問したい事項をまとめて、裁判官から代わりに質問をしてほしいです。

(3番) 特に要望はありません。言いたいことは言えましたし、貴重な経験ができたと思います。

(4番) 裁判官にすごく良くしてもらったので、その点については不満はないのですが、評議の仕方が納得いきませんでした。たとえば、量刑について多数決を取る時に、裁判官が後から投票する方法が納得いきませんでした。

(司会) 評議の仕方について説明はありませんでしたか。

(4番) ありましたが、直前に説明されたので、もっと早く知りたかったです。

(司会) 法曹三者で、裁判員に対する配慮が欠けていたという点はありますか。

(5番) 良い経験をさせていただいたので、特にありません。

(6番) 特にありません。一つ伺いたいのですが、刑事裁判全体のうち、裁判員裁判は数パーセントと聞きましたが、裁判員対象事件は拡大していくのでしょうか。また、裁判の迅速化が裁判員裁判の目的の一つだったと思いますが、

裁判員裁判が数パーセントしかないのに、本当に裁判が迅速化するのか疑問です。

(司会) 裁判員対象事件を拡大させるのかということは、国会が決めることで、裁判所が述べる立場にありませんので、どうなるのか分かりません。また、裁判が迅速化するのかどうかというのも、裁判員制度が開始してまだ5年ほどしか経っていないので、まだ分かりません。法曹三者の協力で裁判を迅速化したり、裁判員に負担をかけないようにしたりする改善が必要だと思います。皆さんの御意見を聞いて、できるだけ良い方向に進めていくことを目的として意見交換会を開催しておりますので、本日は忌憚のない御意見を頂いて感謝しています。ありがとうございました。検察官， 弁護人から最後に何かありますか。

(弁護士) 非常に貴重なお話ばかりでした。ありがとうございました。

以 上